

# 水質検査結果書

発行番号 D2530155

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京道2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 堂崎公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.47 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.09	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.011	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.02	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	プロモジクロロメタン	mg/L	0.012	0.03 以下	別表第14	0.003
30	プロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.09	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	17	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	17	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	130	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	300	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	8.1(18.2℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による					発行番号 D2530155

# 水質検査結果書

発行番号 D2530156

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京浜2丁目8番57号

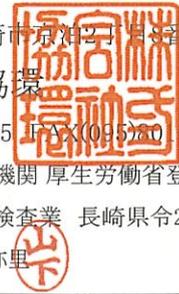
株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 第3配水池水系 たるつ公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.62 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.009	0.06 以下	別表第14	0.006

検 査 項 目	単 位	検 査 結 果	基 準 値	検 査 方 法	定 量 下 限 値	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.02	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	プロモジクロロメタン	mg/L	0.009	0.03 以下	別表第14	0.003
30	プロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.08	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	17	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	17	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	130	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	290	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	8.0(18.3°C)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による					発行番号 D2530156

# 水質検査結果書

発行番号 D2530157

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京泊2丁目5番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第1浄水場 北陽台配水池水系 和楽団地公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.57 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.009	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブromokロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.02	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブromोजクロロメタン	mg/L	0.010	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブromホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.08	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	17	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	17	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	130	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	260	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	8.0(19.9℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による				発行番号	D2530157

# 水質検査結果書

発行番号 D2530158

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京田2丁目5番57号  
株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第2浄水場 緑ヶ丘配水池水系 山田橋		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.44 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.07	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.010	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.02	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.008	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.04	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	110	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	230	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	7.7(21.7℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による					発行番号 D2530158

# 水質検査結果書

発行番号 D2530159

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)200-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	第2浄水場 第5配水池水系 天満宮公園アスレチック広場		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.68 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.08	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.011	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブromokロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.02	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブromोजクロロメタン	mg/L	0.009	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブromホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	110	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	230	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.7	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	7.7(19.8℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による				発行番号	D2530159

# 水質検査結果書

発行番号 D2530160

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	東高田・笠山浄水場 東高田1号配水池水系 丸尾公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.55 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.006未満	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	16	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	mg/L	130	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	260	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	7.8(18.2℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定		上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。				
備考		1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による				発行番号 D2530160

# 水質検査結果書

発行番号 D2530161

発行日 2026年2月26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市長与2丁目5番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	佐敷川内 佐敷川内水系 佐敷川内ボーリング		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.31 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年2月3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.006未満	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	11	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	62	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	120	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	6.8(18.4℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による				発行番号	D2530161

# 水質検査結果書

発行番号 D2530162

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様

〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号  
 株式会社 協環  
 TEL(095)801-2155 FAX(095)801-2156  
 水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号  
 建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号  
 検査責任者 山下弥里

採取場所及び試料名	本川内 本川内配水池水系 木場公園		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.41 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.006未満	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目		単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブromoジクロロメタン	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブromoホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	mg/L	60	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	100	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	7.7(19.0℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による					発行番号 D2530162

# 水質検査結果書

発行番号 D2530163

発行日 2026年 2月 26日

長与町長 吉田 慎一 様



〒851-2211 長崎市京泊2丁目8番57号

株式会社 協環

TEL(095)801-2155 FAX(095)200-2156

水道法第20条登録機関 厚生労働省登録第271号

建築物飲料水水質検査業 長崎県令2水第1号

検査責任者 山下弥里



採取場所及び試料名	道ノ尾 道ノ尾配水池水系 道ノ尾ポンプ室		
検査の対象	浄水	遊離残留塩素	0.53 mg/L
採取者	(株)協環 維持管理部	区分	引取
採取年月日	2026年 2月 3日	受付年月日	2026年2月3日

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100 以下	別表第1	0
2 大腸菌	—	検出されない	検出されないこと	別表第2	—
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003 以下	別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005 以下	別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第6	0.001
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.01 以下	別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0未満	10 以下	別表第13	1.0
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8 以下	別表第13	0.08
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002 以下	別表第14	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第14	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04 以下	別表第14	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第14	0.002
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第14	0.001
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.6 以下	別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02 以下	別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	0.006未満	0.06 以下	別表第14	0.006

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値	
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第15	0.01
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01 以下	別表第18の2	0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	0.01未満	0.1 以下	別表第14	0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第17	0.003
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.003未満	0.03 以下	別表第14	0.003
30	ブロモホルム	mg/L	0.009未満	0.09 以下	別表第14	0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08 以下	別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第6	0.02
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.3 以下	別表第6	0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0 以下	別表第6	0.1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	19	200 以下	別表第6	5
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.05 以下	別表第6	0.005
38	塩化物イオン	mg/L	10	200 以下	別表第13	1.0
39	カルシウム,マグネシウム等 (硬度)	mg/L	110	300以下	別表第22	5
40	蒸発残留物	mg/L	230	500 以下	別表第23	15
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2 以下	別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001 以下	別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02 以下	別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.005 以下	別表第29の2	0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3 以下	別表第30	0.3
47	pH値	pH	7.6(20.0℃)	5.8以上 8.6以下	別表第32	—
48	味	—	異常なし	異常でないこと	別表第33	—
49	臭気	—	異常なし	異常でないこと	別表第34	—
50	色度	度	0.5未満	5 以下	別表第37	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2 以下	別表第42	0.1
			以下余白			
判定	上記検査結果は、「水質基準に関する省令」の水質基準に適合。					
備考	1. 検査方法は「平成15年厚生労働省告示261号」による				発行番号	D2530163